

趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、文書通信交通滞在費の名称を調査

研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うた

めに支給する」といふとともに、その支給を原則として日割りとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起
草し、提出したものです。

何とぞ御賛同くださいますようお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(細田博之君) 起立多數。よつて、本案は可決いたしました。

مکالمہ احمدیہ

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び保育等従業者的人材確保のため

の処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外十二名提出)の趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、児童福

君。 社法等の一部を改正する法律案及び岡本あき子君外十二名提出、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案について、順次趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣後藤茂之

國務大臣後藤茂之君登壇

○国務大臣(後藤茂之君)　ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案についてまして、その趣旨を御説明いたします。

が増加し、また、育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきているなど、子育て世帯への支援の充実やそのための法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、子育て世帯等に対する包括的な支援のため、市町村は、地域における包括的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置や身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努めるとともに、支援をする児童や妊産婦等に対する支援計画を作成することとしています。また、支援を要する児童や子育て世帯等に対して訪問支援等を行いう家庭支援の事業を創設し、あわせて、市町村がその利用勧奨や措置を必要に応じて行う仕組みを設けるとともに、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう、児童発達支援の医療型と福祉型を一元化することとしています。

第二に、児童や妊産婦等への支援の質の向上を図るために、都道府県が一時保護施設の設備運営基準を定め、その環境改善を図ることとしています。また、親子の再統合を図るための事業、困難を抱える妊産婦等に対して一時的な住居の提供等を行う事業を創設するとともに、里親支援センターを児童福祉施設に位置づけることとしています。

第三に、社会的養護における措置解除者等や障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化を図るため、措置解除者等への自立支援を都道

府県の業務に位置づけるとともに、児童自立生活援助の利用可能年齢の弾力化や、措置解除者等を支援する拠点を設置する事業の創設を行ふほか、障害児入所施設の入所児童等の地域生活等への移行調整の責任主体を都道府県等とした上で、移行が困難である場合は、満二十三歳に達するまでの入所継続を可能とすることとしています。

第四に、児童の権利擁護を図るため、児童相談所長等が一時保護や施設への入所措置等を行う場合においては、児童の最善の利益を考慮しつつ、その意見又は意向を勘案するよう、意見聴取等の措置を取らなければならないこととしています。また、児童の意見表明等を支援する事業を創設するとともに、児童の権利擁護のための環境整備を都道府県の業務に位置づけることとしています。

第五に、児童相談所長等が行う一時保護の適正性を確保するため、一時保護を行うに当たっては、親権者等の同意がある場合等を除き、その開始から七日以内又は事前に裁判官に対して一時保護状を請求しなければならないこととする等の仕組みを創設することとしています。

第六に、児童福祉の実務者の専門性の向上を図るため、児童福祉司の任用要件に、児童虐待等の専門的な対応を要する事項についての十分な知識や技術を有する者を追加することとしています。

第七に、児童等にわいせつな行為を行った保育士の登録を取り消すこととともに、その再登録に当たって審査を行う仕組みを創設するなど、保育士資格の管理の厳格化を図るほか、認可こととしています。

保のための処遇の改善 二

ることが難しい環境の中で日々に工夫をしながら子供たちに向かい、保育等の継続に尽力をされている現場の方々の負担は非常に大きいものになっています。

こうした状況を踏まえ、私たちは、政府の措置に加えて更なる処遇改善を緊急に行う必要があると考え、本法律案を提出しました。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

第一に、保育等従業者の賃金を改善するための措置を講ずる保育事業者等に対し、その要する費用に充てるための助成金支給等を行うこととしております。これらの措置による賃金、給与改善の対象者は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等の従業者とし、いずれも常勤換算で月額一万円の上昇を想定しております。

第二に、国等は、保育、幼児教育等従業者の就業の継続、潜在保育士の再就職促進、業務に係る負担の軽減など、処遇の改善等に関し必要な施策を講ずることとしております。

第三に、国は、児童養護施設等の従業者、放課後児童クラブ、放課後子供教室に従事する者、その他社会的養護を含めた子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の処遇改善のために必要な措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要です。

この処遇改善により優れた人材を確保することは、閣法の児童福祉法等改正案が目的としている子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を実現するために必要不可欠なものと考えます。

何とぞ御賛同いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外十二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(細田博之君)　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山田勝彦君。

[山田勝彦君登壇]

○山田勝彦君　立憲民主党の山田勝彦です。

会派を代表し、政府提出の児童福祉法等の一部を改正する法律案並びに立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブ共同提出の保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案について質疑をいたします。(拍手)

いつの時代も、戦争で犠牲になるのは子供たちです。

最後の被爆地である長崎で生まれ育った私は、原爆によって親戚を亡くしており、子供の頃から当たり前に平和教育を受けて育つきました。

今現在、二百万人を超えるウクライナの子供たちが国外へ避難を余儀なくされ、二百五十万人を超える子供たちが今なお国内避難民として不安恐怖の日々を送っています。

平和な日常や大切な人の命を奪う戦争が一日でも早く終わり、ウクライナに再び平和が訪れることが心より願います。

そして、犠牲になられた全ての方々に対し、哀悼の意をささげます。

改めて、国家の大きな役割は、戦争をしないことと国民を飢えさせないことではないでしょうか。

子供の貧困についてです。

行き過ぎた資本主義、いわゆる新自由主義的な政策を推進し続けた結果、お金持ちはよりお金持ちに、貧しい者はより貧しく、日本は格差と貧困が拡大しました。富の再分配機能を失った社会の中で、七人に一人の子供たちが貧困状態にあります。そのような社会環境の中、貧困で苦しむ子供たちへ温かい食事を提供する子供食堂が自発的に誕生し、全国各地に支援の輪が広がっていきました。改めて、関係者の皆様へ、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

しかし、この子供食堂、このまま運営を寄附やボランティアに頼り続けていいのでしょうか。強い疑問を感じております。私たちの国で多くの子供たちが貧困に苦しんでいる責任はそもそも今

の政治にあり、国から子供食堂に対する公的支援を行いう必要があるのでないでしょうか。

そこで、後藤厚生労働大臣にお伺いします。今や、子供食堂の役割は進化をし続け、食事の提供だけでなく、子供の安心して過ごせる居場所となっています。本改正案によって、児童の居場所所づくりの支援とありますが、国から全国各地の子供食堂に対し、どのような支援が可能なのでしょうか。

私自身、会社の仲間とともに、発達障害の子供たちの自立支援事業、放課後等デイサービスを長崎県内の各地域で運営しています。障害児支援の現場で子供たちから教わったことは、障害とは正

確には個性であり特徴であるということ、そして、子供たちは無限の可能性を秘めているということです。

しかしながら、発達障害の子供たちは多くは、学校でその個性や特徴を十分に理解してもらえない、お友達からいじめられたり、先生からはたくさん注意を受けたり、おうちに帰つても、他の

きょうだい児に比べ親から叱られることが多い、現実的に自己肯定感が低くなりがちです。

そこで、本改正案の児童の意見聴取などの仕組みの整備について、後藤大臣に伺います。

発達障害に限らず、貧困や虐待など様々な事情を抱えた子供を人権侵害から保護するため、子供が意見を表明するための支援体制を整備しなければなりません。児童相談所などは、このような自己主張が苦手な子供の心の声にどのようにして耳を傾けるのでしょうか。

続いて、本改正案の児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化についてお尋ねいたします。

障害児支援政策の推進はとても大切なことです。各地域の児童発達支援センターの機能強化により、より質の高い専門的な療育サービスが提供されることで、子供たちの自己肯定感が高まり、コミュニケーション能力や社会性の向上が期待されます。

しかし、現場では深刻な課題があります。発達障害を診断する専門の小児科医が不足しており、地域によっては診断を受けるのに半年以上待たれるケースが存在しています。これでは、必要な子供たちへ必要な支援を行うことがかないません。発達障害児の早期発見と早期療育のための基

整備が急がれます。

どのような具体策を講じ、課題解決を図られるのでしょうか。後藤大臣、教えてください。

次に、本改正案の身近な子育て支援の場における相談機関の整備についてお尋ねします。

新たに、身近な子育て支援の場として、保育所等を活用し地域子育て相談機関とすることとしています。

ですが、保育士の人材確保は困難な状況にあります。その上で、業務負担が重い、業務に対して賃金が見合っていないという現場の声があります。この度の政府の月額九千円程度の改善ではまだ不十分であり、一層の改善が必要です。

そこで、保育の質の向上に必要な三千億円を確実に確保し、一歳児、四歳児、五歳児それぞれの保育士配置基準の見直しを早急に進めることを求めることがあります。後藤大臣、いかがでしょうか。

関連して、立憲民主党と国民民主党が共同で提出した保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案について、法案提出者に伺います。

保育士や幼稚園教諭などの方々に対し、政府の処遇改善に加え、月額一万円の処遇改善を行ったための法案が衆議院に提出されています。今、政府が行っている保育士の処遇改善に上乗せし、更に処遇改善をする必要性を、保育現場や保護者の声を含め、お答えください。

また、同法案の法案提出者に伺います。

政府の処遇改善策では、コロナの影響の中で子供たちの命を預かっている責任や、他の産業の方々との平均年収の格差からしても、まだまだ不十分と言わざるを得ません。この法案は、予算措置にとどまる政府案と比較して、どのような特徴があるのでしょうか。

また、子育て支援の質の向上のためには、同じ職場で働く栄養士や調理師、事務職員などについても処遇改善が必要であると考えます。これらの方々へ、どのような措置を講ずるのでしょうか。

統いて、本改正案の子供家庭福祉の実務者の専門性の向上について伺います。

先日、私のところに、里親支援を行っている友人から相談を受けました。現場のケースワーカーさんたちが余りにも過酷な労働環境であり、相談業務が回っていない、子供たちに会いに現場に出でてくる日は休日を利用して、これはあんまりではないか、ケースワーカーの処遇改善がなければ子供たちの未来を守れない。現場の支援者がこのままで気を遣い、そして気の毒に思うほど児童相談所の労働環境のままでは、様々な境遇に置かれている子供たちを救うことはできません。また、その支援者の方は、専門性が求められる職種であるにもかかわらず、二年から三年で人事異動があり担当者が替わってしまう現状にも強い懸念を抱いておりました。

急増する児童虐待相談数に対応するため、児童相談所の児童福祉司の配置基準を大幅に引き上げ、それに応じた財政措置を行い、児童福祉司を増員しなければなりません。政府は二〇一八年に増員目標を掲げ、増員が実現されておりますが、児童福祉法改正案の児童をわいせつな行為から守るA.Vがこのまま急増するのを放置していれば、児童はいまだ深刻な人手不足です。また、専門的な資格を持つ担当者が長く働ける環境を整える必要があります。虐待から子供たちを守るために頑張らなければなりません。

現場はいまだ深刻な人手不足です。

また、専門的な資格を持った担当者が長く働ける環境を整える必要があります。

そこで、

改定案の子供家庭福祉の実務者の専門性の向上について伺います。

統いて、本改正案の子供家庭福祉の実務者の専

門性の向上について伺います。

先日、私のところに、里親支援を行っている友

人から相談を受けました。現場のケースワーカー

さんたちが余りにも過酷な労働環境であり、相談

業務が回っていない、子供たちに会いに現場に出

でてくる日は休日を利用して、これはあ

んまりではないか、ケースワーカーの処遇改善が

なければ子供たちの未来を守れない。現場の支援

者がこのままで気を遣い、そして気の毒に思う

ほど児童相談所の労働環境のままでは、様々な

境遇に置かれている子供たちを救うことはできま

せん。また、その支援者の方は、専門性が求めら

れるのであります。

後藤大臣、この現状は児童福祉法の理念に明ら

かに反するのではないかとおもいます。

この現状をどう思われますか。そして、どのような対策を取ら

れるのでしょうか。

後藤大臣、この現状は児童福祉法の理念に明ら

かに反するのではないかとおもいます。

この現状をどう思われますか。そして、どのような対策を取ら

れるのでしょうか。

改定案の子供家庭福祉の実務者の専門性の向上

について伺います。

改定案の子供家庭福祉の実務者の専門性の向上

官 報 (号外)

構築し、子供や子育て世帯が子供食堂等の支援に適切につながる環境の整備にも取り組むこととしています。

引き続き、現場の御意見を伺いながら、子供食堂等の活動をしっかりと支援してまいります。

子供の意見表明支援についてお尋ねがありまし

た。

今般の児童福祉法改正案においては、児童相談所等は、一時保護や入所措置を行うに当たっては子供の意見聴取を行うこととしておりますが、その際、子供の年齢、発達の状況等に応じて実施することとしています。

このため、子供の属性や状態、抱える悩みは多様であることを踏まえ、弁護士、社会福祉士、NPOなど多様なパックグラウンドを持った意見表明等支援員による支援の仕組みを設けるとともに、その担い手の養成についても支援してまいります。

これまで子供の意見表明支援に関するモデル事業を幾つかの自治体で実施しており、その取組も踏まえながら、子供の様に応じた意見聴取の仕組みの具体化を進めてまいります。

発達障害の早期発見、早期療育のための体制整備についてお尋ねがありました。

発達障害を早期に診断し、適切な支援につなげていくためにも、地域における診断待機の解消は重要な課題であると考えています。

このため、医療機関に、診断前のアセスメントを実施できる医師以外の職員を配置することや、地域の児童発達支援センター等において、アセスメントや保護者へのカウンセリングを実施するこ

となど、医療機関における速やかな診断のための

取組を進めています。

また、地域で発達障害を専門的に診療可能な医療機関を広げるため、発達障害の診療、支援ができる医師の養成のための実地研修の実施や、地域の拠点となる医療機関への研修実施のコーディネートを行う職員の配置等の取組を進めてまいります。

保育士の処遇改善と配置基準の見直しについてお尋ねがありました。

今後とも、このような取組を通じて、発達障害の早期発見、早期療育のための体制整備に努めてまいります。

保育士等の処遇改善については、昨年十一月の経済対策を受けて、令和三年度補正予算及び令和四年度予算において、本年二月から収入を三%程度、月額九千円程度引き上げるための措置を実施するための予算を盛り込んでいるところです。

また、配置基準の改善については、これまでも、子ども・子育て支援の質の向上のメニューとして、平成二十七年度より、三歳児に対する保育士の配置を二十対一から十五対一とする改善等を実施してきたところであります。いわゆる〇・三兆円超の質の向上事項に含まれる一歳児や四、五歳児の配置改善については未実施となつており、これらの実施についてお尋ねがありました。

児童福祉司の増員と定着についてお尋ねがありました。

児童相談所の虐待相談対応件数が約二十万件と増加する中、児童相談所の体制強化は喫緊の課題です。

児童福祉司については、関係省庁で策定したブ

ランに基づき計画的に増員をしてきており、令和四年度には、当初の目標から更に五百五人増員し、約五千七百六十五人の体制とすることを目指しております。

また、児童福祉司の定着に向けては、今般の児童福祉法改正案に基づき創設される認定資格の活用や研修の充実等により、そのキャリアアップを図つかり取り組んでまいります。

性犯罪被害の低年齢化の懸念と児童福祉法の理念についてお尋ねがありました。

そもそも、アダルトビデオへの出演の強要や性暴力は、あつてはならない重大な人権侵害であり、政府一丸となって対応すべき課題と認識しています。また、こうした性暴力が十八歳未満の児童を対象としたものであれば、児童の健全育成といった児童福祉法の理念からいつても許されるものではないと考えています。

厚生労働省としても、内閣府を中心とした若年層の性暴力被害の防止に関する取組に協力しております。引き続き適切に対応してまいります。

若年層に対する性犯罪や性暴力の増加の懸念についてお尋ねがありました。

若年層への性暴力被害が深刻化するのではないかという大変大きな懸念については、私としても共有しております。

先ほども申し上げたとおり、アダルトビデオへの出演の強要や性暴力は、あつてはならない重大な人権侵害であり、政府一丸となつて対応すべき課題と認識しています。厚生労働省として、内閣

府を中心とした性暴力被害の防止に関する取組に協力しており、引き続き適切に対応してまいります。(拍手)

○國務大臣(野田聖子君) 十八歳のアダルトビデオ出演に関する被害の問題についてお尋ねがありました。

アダルトビデオへの出演に関する被害の問題は、被害者の心身や私生活に長期間にわたって悪影響を与える重大な人権侵害であり、あつてはならないことです。

このため、まず、行政府としてできることは全てやるという観点から、三月三十一日、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係省対策会議を開催し、「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージを決定いたしました。

このパッケージは二つの柱から成っております。一つ目は、若年層に向けた教育、広報、啓発等の強化、二つ目は、被害者保護に係る各種法制度の運用強化等です。

このパッケージに基づき、引き続き、アダルトビデオ出演に関する被害の問題の根絶に向けて、関係省庁と連携して、しっかりと取り組んでまいります。

次に、アダルトビデオ出演に関する被害の問題に関して議員立法で対応することについてのお尋ねがありました。

昨日、与党において、AV出演被害防止に関するPTが立ち上がり、立法措置の基本的考え方が公表されたと承知しております。

このように、現在、各党の皆様の間でその御議論の動きもあると承知しております。その内容、

御議論の状況をよく見守りたいと考えております。(拍手)

〔吉田はるみ君登壇〕

○吉田はるみ君 山田議員の質問に対し、更なる処遇改善の必要性を、保育現場や保護者の生の声、実情を交えてお答えします。

長引くコロナ禍で、保育の現場は疲弊しています。感染対策の業務増はもちろんのことですが、元々慢性的な人手不足に悩まされている中、コロナ禍が追い打ちをかけました。保育士さんに一人でも感染者、濃厚接触者が出了途端に勤務シフトが崩れてしまう、まさに網渡りの状況です。コロナ禍になり三年目、業務増に低待遇、子育て現場の皆様は心身共に限界に来ています。

このような声をいただきました。男性保育士の声です。子供たちに感染させないよう慎重な行動をしなければならないという責任感があります、そのため、旅行はおろか、家族の法事があつても実家に帰省できない、G.O.T.O.トラベルやワクワク割なんて別世界の話に思えます。大変切実な声です。

この言葉を御存じでしょうか、片手飯。これは、片手でお子様のお昼寝のために背中をとんとんして寝かしつけ、もう片方の手で素早くお昼御飯を食べることです。片手飯、これだけ現場は厳しい環境に置かれています。加えて、保護者の不安も増大しています。保護者同士がLINEでつながり、コミュニケーションすることを禁止する保育園の運営者もいます。なぜでしょうか。それは、保護者が団結し、保育園にクレームを上げられては困る、また、保護者間のトラブルに巻き込まれることを恐れるからで

す。慢性的な人手不足により運営はいつぱいいっぱいなのに、これ以上面倒が増えてはお手上げだということです。

この深刻な状況を解決するためには、業務負担が重く長時間労働、それに対して待遇が低いという保育士の処遇を更に改善するしかありません。

私たちの大切な宝である子供たちを預けているのが、保育園、幼稚園、そのほか全ての子供たちの保育の現場です。そこで働く方々の処遇改善は子供たちが大切に育てられるための絶対条件と考え、今回の政府の処遇改善だけでは不十分であり、本法案を提出するものです。(拍手)

〔田中健君登壇〕

○田中健君 山田勝彦議員から、保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案は政府案と比較してどのように特色を有するのかについて、また、本法案では保育施設等で勤務する栄養士や調理師、事務職員等の方々の処遇改善に関しどのような措置が講じられているのかについてのお尋ねがありました。

まず、山田議員から御指摘をいただきましたように、本法案の提出者といたしましても、子供が健やかに成長することのできる社会を実現するためには、保育所や幼稚園等で働く皆様が果たしている役割的重要性に鑑みれば、今回、政府が講ずることとした月額九千円相当の賃上げ、賃金引上げという単発の予算措置は全く不十分であると考えております。

このような政府による予算措置と比較して、我々が提出した保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案は、政府が講ずる予算措置に加え、一人当たり月額一万円の賃金の引上げを、優れた人材の確保

に支障がなくなるまでの間、恒久的な措置として講じようとするものであり、単発の予算措置にすぎない政府の措置とは全く異なるものであると認識しております。

また、本法案では、賃金の引上げにとどまらず、保育所や幼稚園等で働く皆様の就業の継続、情報通信技術の活用等による業務負担の軽減、資質の向上等の様々な施策についても定めており、これらをトータルで実施することで、賃金に限られない、保育所や幼稚園等で働く皆様の処遇全般を改善することにより、優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上を目指すこととしております。

このような措置の対象となるのは、保育士や幼稚園教諭の方々に限られません。提出者といたしましては、子ども・子育て支援の水準の向上のためには、同じ保育施設等で勤務する仲間である栄養士や調理師、事務職員といった方々についての処遇改善も不可欠であると考えており、本法案で規定する賃金の引上げを始めとする様々な措置の対象には、これらの方々も当然に含まれることになります。

以上のように、本法案は、保育所や幼稚園等で働く優れた人材を確保し、子ども・子育て支援の水準を向上させるために必要な施策をトータルでまとめたものであり、子供が健やかに成長することができる社会の実現のために不可欠なものであると考えております。

私も、息子が幼稚園に通つております。子供の命を預かる責務とともに、コロナ禍の中でも園を休ませてはならない、また、感染を広げてはならないと懸命に頑張っている保育士、幼稚園教諭及

び関係者の姿を目の当たりにしてまいりました。

是非、野田大臣、また後藤大臣にも御理解をいたいと思います。(拍手)

○議長(細田博之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

出席国務大臣

財務大臣 鈴木 俊一君

厚生労働副大臣 後藤 茂之君

国務大臣 佐藤 英道君

野田 聖子君

出席副大臣

厚生労働副大臣 後藤 茂之君

佐藤 英道君

野田 聖子君

○議長の報告

一、昨十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

加藤 竜祥君
石川 香織君

石井 拓君
石井 拓君

馬場 雄基君
正敬君

官 報 (号 外)

馬場 雄基君	新垣 邦男君	吉田はるみ君	厚生労働委員
石原 正敬君	吉田はるみ君	吉田はるみ君	
加藤 竜祥君	香織君	香織君	
新垣 邦男君	吉田はるみ君	吉田はるみ君	
五十嵐 清君	西田 昭二君	西田 昭二君	
中谷 真一君	本田 太郎君	本田 太郎君	
西田 昭二君	五十嵐 清君	五十嵐 清君	
神谷 裕君	三ツ林裕巳君	三ツ林裕巳君	
後藤 祐一君	堤 かなめ君	堤 かなめ君	
本田 太郎君	古川 康君	古川 康君	
中谷 真一君	西野 太亮君	西野 太亮君	
国定 勇人君	西野 太亮君	西野 太亮君	
尾崎 正直君	東 国幹君	東 国幹君	
堤 かなめ君	國幹君	國幹君	
道下 大樹君	古川 直季君	古川 直季君	
河西 宏一君	吉田 潤一君	吉田 潤一君	
松本 尚君	中谷 一馬君	中谷 一馬君	
平沼正二郎君	吉田久美子君	吉田久美子君	
國定 勇人君	國定 勇人君	國定 勇人君	
船田 元君	吉田久美子君	吉田久美子君	
松本 尚君	吉田久美子君	吉田久美子君	
河西 宏一君	吉田久美子君	吉田久美子君	
以上二件 財務金融委員会 付託			

一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案(厚生労働委員長提出、参法第七号)(予)

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、参法第八号)(予)

以上二件 厚生労働委員会 付託

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(参議院送付)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案(参議院提出、参法第七号)

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案(参議院提出、参法第八号)

内閣委員会 付託

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(参議院送付)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案(参議院提出、参法第七号)

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案(参議院提出、参法第八号)

内閣委員会 付託

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

子ども育成基本法案(三木圭恵君外二名提出)

保育等従業者の人材確保のための待遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外十二名提出)

以上二件 厚生労働委員会 付託

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症

対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百七回国会内閣提出、本院継続審査)

令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百七回国会内閣提出、本院継続審査)

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第二百七回国会内閣提出、本院継続審査)

令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第二百七回国会内閣提出、本院継続審査)

令和四年四月一日提出

大規模地震発生後の復興事業費の財源確保に関する質問主意書(吉田はるみ君提出)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

二、経済産業大臣直属の電力・ガス取引監視等委員会第七十一回制度設計専門会合(二〇二二年三月二十四日)資料三一一の九頁によると、「実際に最終保障供給への申込みも増加しているところ、現状の市場価格を踏まえると本年四月以降に更なる申込み増加が起こることも予想される。」との記載がある。通常、消費者は最終保障供給に至る前には、自由化前からある旧一般電気事業者に高圧標準メニューが申し込めないか試みるはずであり、前記資料の記載は、旧一般電気事業者が高圧標準メニューでの新規受付を停止しているからではないか。政府の見解はいかがが。

三、北陸電力が高圧標準メニューによる新規受付の対象としているのは、「他電力会社から旧一般電気事業者に契約を戻したい民間・企業の高圧契約」のみか。また、他の旧一般電気事業者についてははどうか。政府の把握するところを答えられたい。

四、北陸電力は、それ以外の「旧一般電気事業者が現在契約していく満期に伴い契約更新が必要な民間・企業の高圧契約」、「建物を立てて新設で受電する民間・企業の高圧契約」及び「民間・企業ではない官公庁の高圧契約(における公共入札)」について、高圧標準メニューでの契約は受付を停止しているのか。また、他の旧一般電気事業者についてはどうか。政府の把握するところを答えられたい。

全面停止している(新規受付停止)とあるが、事実か。他の旧一般電気事業者についてもこのようないし事実はあるのか。政府の把握するところを答えられたい。

二、経済産業大臣直属の電力・ガス取引監視等委員会第七十一回制度設計専門会合(二〇二二年三月二十四日)資料三一一の九頁によると、「実際に最終保障供給への申込みも増加しているところ、現状の市場価格を踏まえると本年四月以降に更なる申込み増加が起こることも予想される。」との記載がある。通常、消費者は最終保障供給に至る前には、自由化前からある旧一般電気事業者に高圧標準メニューが申し込めないか試みるはずであり、前記資料の記載は、旧一般電気事業者が高圧標準メニューでの新規受付を停止しているからではないか。政府の見解はいかがが。

三、北陸電力が高圧標準メニューによる新規受付の対象としているのは、「他電力会社から旧一般電気事業者に契約を戻したい民間・企業の高圧契約」のみか。また、他の旧一般電気事業者についてははどうか。政府の把握するところを答えられたい。

四、北陸電力は、それ以外の「旧一般電気事業者が現在契約していく満期に伴い契約更新が必要な民間・企業の高圧契約」、「建物を立てて新設で受電する民間・企業の高圧契約」及び「民間・企業ではない官公庁の高圧契約(における公共入札)」について、高圧標準メニューでの契約は受付を停止しているのか。また、他の旧一般電気事業者についてはどうか。政府の把握するところを答えられたい。

五 「他電力会社から旧一般電気事業者に契約を戻したい民間・企業の高圧契約」のみが受付停止の扱いを受けている場合には、いわゆる「戻り需要」に対する差別的な扱い(公正取引委員会、経産省の「適正な電力取引についての指針」)に該当すると考えるが、政府の見解はいかがか。

六 旧一般電気事業者が、「他電力会社から旧一般電気事業者に契約を戻したい民間・企業の高圧契約」について、標準メニューよの新規受付を全面停止しているにもかかわらず、ホームページ上では、依然としてこの受付を行っているよう表示しているが、政府はこの状況を把握しているか。

七 特定商取引に関する法律が適用される取引の場面において、六のようにして異なる表示(新規受付をしていないにもかかわらず受付を行っているかのような表示)を行うことは、消費者に対する不実告知(虚偽の説明)(特定商取引に関する法律第六条)に該当すると考えるがいかがか。

八 六のように取引の申出に係る商品・サービスについて、取引を行うための準備がなされているにもかかわらず表示がなされている場合、いわゆる景品表示法第五条第三号の規定に基づく告示であるおとり広告に関する表示に該当すると考えるがいかがか。

九 旧一般電気事業者の高圧標準メニューは、自由化前に適用していた規制料金を踏襲している。消費者が他の電力会社を含めたサービスを選択する際には、当然ながらこの旧一般電気事業者の高圧標準料金を参考にすると同時に、他

の電力会社が経営難に陥った場合でも旧一般電気事業者への再契約が可能であるからこそ、不安なく電力会社を選択できるものと考えておられるが、政府の見解はいかがか。

十 二のようによく、消費者が電力会社を選ぶ選択肢

が全くなく、どの小売電気事業者にも受付を断

られ、最終保障供給への申込みが急激に増加

し、それが常態化することは、「電力システム

に関する改革方針」(二〇一三年四月二日閣議決

定)で定められている「需要家が電力会社、メ

ニューを選択出来るようにする」という趣旨に

反し、需要家の選択肢を奪うことにならない

か。ならないとすればその理由は何か。

右質問する。

内閣質二〇八第三八号

令和四年四月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員逢坂誠二君提出旧一般電気事業者による高圧受電顧客の新規受付停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出旧一般電気事業者による高圧受電顧客の新規受付停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一、三及び四について

お尋ねについては、小売電気事業者のうち旧一般電気事業者十社の一部において標準メニューによる高圧電力の契約の申込みの受付の一部を停止する一方で、その旨をウェブサイト上で明らかにしてい

ることによって、戻り需要に対する差別的な扱いが生じる可能性はあると考えている。

九について

お尋ねの「不安なく電力会社を選択できる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「旧一般電気事業者の

高圧標準料金を参考にすると同時に、他の電力

会社が経営難に陥った場合でも旧一般電気事業者への再契約が可能であるからこそ」需要家が電気の供給者を選択できるようになると

は考えていな。

なお、政府としては、どの小売電気事業者と

も契約が締結できなかつた需要家に対する電気

の供給を保障するため、電気事業法(昭和三十

九年法律第百七十号)第十七条第三項の規定に

基づき、規制料金が撤廃されている電力小売自

由化部門において一般送配電事業者に当該需要

家に電気を供給する最終保障供給の義務を課し

ているところである。

五、七及び八について

お尋ねの場合が「適正な電力取引についての指針」(平成十一年十二月公正取引委員会・通商

産業省作成、令和四年三月改定)における戻り

需要に対する不当な高値設定等」、特定商取引

に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第

六条第一項に規定する不実のことを告げる行為

又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十

七年法律第百三十四号)第五条第三号の規定に

基づくおとり広告に関する表示(平成五年公正

取引委員会告示第十七号)に該当するか否か

は、個別具体的な事情により判断されるもので

あり、お答えすることは困難である。

十について

お尋ねの「需要家の選択肢を奪うこと」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではない

が、政府としては、相当数の小売電気事業者が存在していることから、御指摘のような事態が生じる可能性は低いと考えているが、仮に万が一、御指摘のような事態が生じた場合には、需要家による電気の供給者の自由な選択が阻害されれる可能性があると考えている。

なお、現在、政府としては、最終保障供給の一部において、標準メニューによる高圧電力の契約の申込みの受付の一部を停止する一方で、その旨をウェブサイト上で明らかにしている。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和四年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率)

第三条 国際関係の緊急時ににおいて、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」という。)による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国(その一部である地域を含む。)を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税率は、関税法第三条ただし書(課税物件)の規定にかかるらず、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定(前条の規定の適用があるときは、同条の規定)によるものとする。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七条の三第一項ただし書中「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(次項第五

号及び第七条の六第二項第二号において「一般協定」という。)を「一般協定」に改める。

附 則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

これが適當でないときに適用する関税率等を定めるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年四月十三日

財務金融委員長 蘭浦健太郎

衆議院議長 細田 博之殿

外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和四年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の情勢を踏まえ、国際関係の緊急時ににおいて、関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適當でないときの適用する関税率等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

第一条 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

法律

第一条 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号を次のように改める。

九 「暗号資産」とは、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。

第十七条の四 第十七条及び第十七条の二の規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十七条中「顧客」とあるのは「顧客の」と、「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、第十七条の二号)を削り、「を除く。」及び「を」及び暗号資産交換業者(同法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。)がその顧客の支払に係る暗号資産の移転を行う場合(当該暗号資産の移転が同法第二条第九項に規定する外国

暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託して

いる当該外国暗号資産交換業者の顧客に対して行う支払に係る暗号資産の移転である場合その他政令で定める場合に限る。)における当該暗号資産の移転によつてされるものを除く。)及び「

に、「その他政令」を「及び暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合(当該暗号資産の移転が当該暗号資産交換業者若しくは同法第二条第九項に規定する外国

資産交換業者に暗号資産の管理を委託してある場合に限る。)における当該暗号資産の移転に

よつてされるものその他政令」に改める。

第十七条の三の次に次の一条を加える。

(暗号資産交換業者への準用)

第十七条の四 第十七条及び第十七条の二の規定は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、第十七条中「顧客」とあるのは「顧客の」と、「為替取引」とあるのは「暗号資産の移転」と、第十七条の二号)を削り、「を除く。」及び「を」及び暗号資産交換業者(同法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。)がその顧客の支払に係る暗号資産の移転を行う場合(当該暗号資産の移転が同法第二条第九項に規定する外国

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の情勢を踏まえ、国際関係の緊急時ににおいて、関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与える。

第十八条の五の次に次の二条を加える。

(暗号資産交換業者への準用)

第十八条の六

第十八条から第十八条の四まで

の規定は、

暗号資産交換業者がその顧客の支

払等に係る暗号資産の移転を行う場合につい

て準用する。

この場合において、第十八条第

一項中「顧客」とあるのは「顧客の」と、「係

る為替取引」とあるのは「係る暗号資産の移

転」と、「特定為替取引」とあるのは「暗号資

産移転取引」と、同条第二項及び第三項、第十

八条の二、第十八条の三第二項並びに第十八

条の四中「特定為替取引」とあるのは「暗号資

産移転取引」と読み替えるものとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

(資本取引とみなされる取引)

第二十条の二 次の各号に掲げる取引は、当該

各号に定める資本取引とみなして、この法律

(これに基づく命令を含む。)の規定を適用す

る。

第二十二条の二 次の各号に掲げる取引を、(銀行等その他の金融機関等)に改め、同条第一項中「銀行等その他の金融機関等」に改め、同条第二項中「及び金融商品取引業者」を「金融商品取引業者」に、「(次項)を」及び暗号資産交換業者(次項)に、「銀行等その他の金融機関」を

「銀行等その他の金融機関等」に改め、同条第二項中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改める。

第五十五条の三第二項中「銀行等及び」を「銀

行等」に、「は、前項第五号」を「及び暗号資產

交換業者は、前項第三号(第二十条の二の規定

により資本取引とみなされる場合に限る。第四

項において同じ。)、第五号に改め、同条第四

項中「第一項第五号」を「第一項第三号、第五号」

(経過措置)

施行の日

二 第二条の規定 資金決済法等一部改正法の

施行による改正後の外國為替及

び外國貿易法第二十条の二の規定により資本取

引とみなされる取引に係る同法第五十五条の三

第一項及び第五十五条の四の規定は、公布の日

から起算して六月を経過した日以後に行う当該

取引について適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(暗号資産交換業者への準用)

生等に係る取引 前条第三号に掲げる資本取引

第二十一条第一項中「前条」を「第二十条」に改

め、同条第三項中「次に掲げる取引又は行為の

ものを除く。」を加え、同項第一号中「前条第一

号」を「第二十条第一号」に改め、同項第二号中

「前条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同項

第三号中「前条第五号」を「第二十条第五号」に改

める。

第二十二条の二の見出しを「(銀行等その他の

金融機関等の本人確認義務等)に改め、同条第一

項中「及び金融商品取引業者」を「金融商品

取引業者」に、「(次項)を」及び暗号資産交換

業者(次項)に、「銀行等その他の金融機関」を

「銀行等その他の金融機関等」に改め、同条第二

項中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その

他の金融機関等」に改める。

第五十五条の三第二項中「銀行等及び」を「銀

行等」に、「は、前項第五号」を「及び暗号資產

交換業者は、前項第三号(第二十条の二の規定

により資本取引とみなされる場合に限る。第四

項において同じ。)、第五号に改め、同条第四

項中「第一項第五号」を「第一項第三号、第五号」

(経過措置)

施行の日

二 第二条の規定 資金決済法等一部改正法の

施行による改正後の外國為替及

び外國貿易法第二十条の二の規定により資本取

引とみなされる取引に係る同法第五十五条の三

第一項及び第五十五条の四の規定は、公布の日

から起算して六月を経過した日以後に行う当該

取引について適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(資金決済法等一部改正法の一一部改正)

第四条 資金決済法等一部改正法の一一部を次のよ

うに改正する。

第二条 外國為替及び外國貿易法の一部を次のよ

うに改正する。

第六条第一項第九号中「第二条第五項」を「第

二条第十四項」に改める。

第十六条の二中「第二条第八項」を「第二条第

十六項」に、「第二条第九項」を「第二条第十七

項」に改める。

附 則

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律による改正後の外國

為替及び外國貿易法(以下「新法」という。)の施

行の状況を勘案し、必要があると認めるとき

は、新法の規定について検討を加え、その結果

に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

日を経過した日から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施

行する。

一 附則第四条の規定 この法律の公布の日又

は安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を

図るための資金決済に関する法律等の一部を

改正する法律(令和四年法律第

号。次

号及び同条において「資金決済法等一部改正

法」という。)の公布の日のいすれか遅い日

により資本取引とみなされる場合に限る。第四

項において同じ。)、第五号に改め、同条第四

項中「第一項第五号」を「第一項第三号、第五号」

(経過措置)

施行の日

二 第二条の規定 資金決済法等一部改正法の

施行による改正後の外國為替及

び外國貿易法第二十条の二の規定により資本取

引とみなされる取引に係る同法第五十五条の三

第一項及び第五十五条の四の規定は、公布の日

から起算して六月を経過した日以後に行う当該

取引について適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

一 議案の目的及び要旨

法律案(内閣提出)に関する報告書

外国為替及び外國貿易法の一部を改正する

法案は、支払規制及び資本取引規制をより一

層効果的なものとするため、所要の改正を行

るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 暗号資産に関する取引を資本取引とみなす

取引として新たに定義することにより、財務

大臣の許可を受ける義務を課す資本取引規制

の対象とすること。

第二十条の二 次の各号に掲げる取引は、当該各号に定める資本取引とみなして、この法律(これに基づく命令を含む。)の規定を適用する。

第二十条の次に次の一条を加える。

二 居住者と非居住者との間の暗号資産の貸

借契約又は暗号資産を移転する義務の保証

契約に基づく暗号資産の移転を求める権利

の発生等に係る取引 前条第二号に掲げる

資本取引

第二十条の二 次の各号に掲げる取引の発

買又は他の暗号資産との交換に関する契約

に基づく暗号資産の移転を求める権利の発

に改める。

第七十条第一項第五号中「第十七条の三」の下に「及び第十七条の四」を加える。

2 暗号資産交換業者に資産凍結措置(支払等又は資本取引等を許可の対象とする措置)をいう。に係る確認義務等を課すこと。

3 この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年四月十三日

衆議院議長 細田 博之殿

財務金融委員長 蘭浦健太郎

附 則

(施行期日)

第十一條中「(第四条の二を除く。)」を削り、

「文書通信交通滞在費」を「調査研究広報滞在費」に改め、同条後段を削る。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第二条の規定による改正前の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定によるこの法律の施行日の属する月分の文書通信交通滞在費は、第二条の規定による改正後の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定による同月分の調査研究広報滞在費とみなす。

国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

令和四年四月十四日

提出者

議院運営委員長 山口 俊一

国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等」を「国政に関する調査研究、広報、国民との交流・滞在等の議員活動を行う」に改める。

理 由

文書通信交通滞在費に関する、その名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとともに、日割計算による支給の導入について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。